

議 事 録

会議名	平成25年度第1回寒川町個人情報保護制度運営審議会 平成25年度第1回寒川町情報公開制度運営審議会		
開催日時	平成25年5月20日（月）14:30～16:00		
開催場所	東分庁舎2階第3会議室		
出席者名、 欠席者名及 び傍聴者数	出席委員：飯野、入澤、川島 事務局：柏（総務部長）、小島（総務課長）、 三橋（行政総務担当副主幹）、高橋（行政総務担当主任主事） 欠席委員：中島、三枝、田中 傍聴者数：1名		
議 題	①個人情報取扱事務登録簿登録等の報告 ②平成24年度個人情報取扱事務の登録状況 ③平成24年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況 ④その他		
決定事項	①～③は報告案件のため、特になし。		
公開又は非 公開の別	公開	非公開の場合その 理由（一部非公開 の場合を含む）	
議事の経過	別紙のとおり		
配付資料	資料番号1 個人情報取扱事務登録簿登録等の報告 資料番号2 個人情報取扱事務の登録状況 資料番号3 平成24年度情報公開制度及び個人情報保護 制度の運用状況 資料 前回諮問案件の報告 寒川町非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に 関する条例改正について 参考資料 平成25年度の組織の見直しについて		
議事録承認委員及び 議事録確定年月日	入澤 章 川島 明子	(平成25年6月12日確定)	

議 事 の 経 過

(開会前に、傍聴希望者1名を確認し、傍聴席へ案内。)

○開会 小島総務課長

○あいさつ 柏総務部長

(事務局より、寒川町個人情報保護制度運営審議会規則及び寒川町情報公開制度運営審議会規則第3条第2項に基づき、委員総数6名中3名の出席により会議の成立要件を満たしていること、また、本日は中島会長が欠席のため、同規則第2条第3項により飯野副会長に議事進行を務めていただく旨を報告。)

○議題

1 個人情報取扱事務登録簿登録等の報告

【報告】(1)新規登録分4件について事務局から報告。

- ①寒川町まちづくり推進会議委員の公募事務(町民環境部町民課)
- ②特定健康診査事務(健康福祉部保険年金課)
- ③部活動及び学校生活全般における体罰の実態把握に関する緊急調査事務(教育委員会学校教育課)
- ④妊婦歯科健康診査事務(健康こども部健康・スポーツ課)

【質疑】 (●…委員、■…事務局)

- ①に関連して、小論文を思想、信条等の個人情報として取り扱うことについて、基準というか指針のようなものはあるのか。小論文は全て思想、信条等として扱うのか、それとも小論文の中でも微妙なものだけを思想、信条等として取り扱うのか。
- 小論文の中身によって取扱いを変えるということではなく、小論文は当然にその人の意見等が入ってくるものなので一律に思想、信条等として取り扱っている。
- その意見等が、委員の採否に影響するということは無いと考えて良いのか。こういう思想を持っている人はダメと、採否の判断に利用されるのではないかと誤解を招きかねない。
- 小論文は、応募の動機とテーマに対してその人がどういう考え方を持っているのかを知るために提出していただくもので、その考えだけをもって採否を判断するという事はない。

- 思想や信条、宗教をチェックするためではなく、小論文はそのようなものが入る可能性が高いので個人情報として保護するためより慎重な扱いをしているという解釈でよいか。
- その通りです。

- 寒川町個人情報保護条例第7条で個人情報取扱事務の登録について規定されているが、既に事業が開始されていて登録が遅れた場合に、この第7条との関係で問題はないのか。また、登録が無い状態で自己情報の開示請求等があった場合、どのような取扱いになるのか、請求者に不利益が生じることはないのか、教えていただきたい。
- 個人情報取扱事務の登録は、こういう事務を取り扱っていると登録簿として一般の閲覧に供することが目的なので、登録がなされていないと、登録簿の閲覧に来た人にその事務について知らせることができないという点で漏れがでてしまっている。
自己情報の開示請求等については、登録が無いからといってその事務を取り扱っていないという対応をすることはないので、請求に対しては適正に処理することができる。
- 登録簿については、前回の審議会でも話題になったが、迅速な登録をお願いしたい。

【報告】(2)変更分6件について事務局から報告。

- ①さむかわ男女共同参画プラン推進協議会事務（町民環境部町民課）
- ②男女共同参画講座・講演会事務（町民環境部町民課）
- ③特別支援教育就学奨励事務（教育委員会学校教育課）
- ④特別支援教育就学奨励事務（教育委員会寒川小学校）
- ⑤水道料金減免取扱適用者の資格確認事務（健康福祉部福祉課）
- ⑥小学生体験学習事務（教育委員会生涯学習課）

【質疑】 （●…委員、■…事務局）

- ③と④について、障害という言葉に関わる表現なのでもっと早くに変えておくべきだった。言葉というのは微妙なところで問題になることがあるので、他にこのようなケースがないか一度確認してほしい。
- 承知した。

【報告】(3)廃止分28件について事務局から報告。

- ①防災センター要員講習事務（消防本部予防課）

- ②住宅用防災（火災）警報器交付事務（消防本部予防課）
- ③神奈川県市町村職員年金者連盟高座郡支部補助金交付事務
（総務部総務課）
- ④寒川町・下水道ふれあい教室開催事務（都市建設部下水道課）
- ⑤高座一周駅伝競走大会事務（教育委員会スポーツ振興課）
- ⑥神奈川県総合体育大会事務（教育委員会スポーツ振興課）
- ⑦環境モニター推薦事務（町民環境部環境課）
- ⑧環境団体連絡調整事務（町民環境部環境課）
- ⑨人間ドック実施事業（健康福祉部保険年金課）
- ⑩遠隔地被保険者証交付事務（健康福祉部保険年金課）
- ⑪健康優良家庭表彰事務（健康福祉部保険年金課）
- ⑫教育ボランティア活用事務（教育委員会小谷小学校）
- ⑬（仮称）寒川町自治基本条例職員研修事務（町民環境部町民課）
- ⑭（仮称）寒川町自治基本条例策定委員会事務（町民環境部町民課）
- ⑮（仮称）寒川町自治基本条例策定事務（町民環境部町民課）
- ⑯自家用井戸水水質検査事務（総務部防災安全課）
- ⑰寒川町交通安全シルバーリーダー連絡協議会事務（総務部防災安全課）
- ⑱宮山地区高齢者事故防止対策連絡協議会事務（総務部防災安全課）
- ⑲教職員住宅管理事務（教育委員会教育総務課）
- ⑳地域生涯学習アシスタント庶務事務（教育委員会寒川町公民館）
- ㉑相模線複線化調査住民アンケート事務（企画政策部）
- ㉒コミュニティバス交通運用検討会事務（企画政策部）
- ㉓新「川と文化のまちづくり計画」策定事務（企画政策部）
- ㉔ちびっ子記者事務（企画政策部）
- ㉕コミュニティバスのあり方等に関する町民アンケート調査事務
（企画政策部）
- ㉖障害福祉相談員事務（健康福祉部福祉課）
- ㉗在宅重度障害者福祉手当支給事務（寒川町）（健康福祉部福祉課）
- ㉘在宅重度障害児激励見舞金・入学就職祝金事務（健康福祉部福祉課）

【質疑】 （●…委員、■…事務局）

● 廃止になった事務は、非常に古いものが多いが、今まで登録を残していたことで何か問題はなかったのか。

また、今回は、組織変更の中で一斉点検したら出てきたので慌てて届け出たというものが多いので、今後は暫時、各部課で点検して実際の事務と登録にタイムラグが生じないように見直ししてもらいたい。

■ 登録簿の届出については、毎年1回各課等へ異動がなかったか投げかけをしているが、今回は機構改革で各課等の所管事務が変わるため、各課等でも例年より注意して確認したところ、たくさん出てきたという状況だった。登録簿に変更の必要が生じる場合は、要綱等の改廃を伴う場合が多く、要綱等の改廃については、当事務局が役場内の法制担当として携わるところなので、今後は常日頃から、個人情報登録簿についても各課等へ指導していきたい。

● 登録について、一覧表のようなものはあるのか。

■ 閲覧に供しているので全体の一覧はある。ただ、その変更については、要綱等の改廃を伴う場合なら法制担当として携わるので把握できるが、それ以外の制度の変更だと全てを把握しきれないので、気づいたときに随時指導していかないといけない。年1回の周知では足りないということがここであぶり出されたので、以後気をつけていきたい。

また、登録が残ったままで問題は無かったかという質問について、これまでのところ事務を取扱う上で特段の支障は無かったが、良い状況ではないので、気をつけていきたい。

● 寒川町個人情報保護条例第11条に廃棄についての規定があるが、登録簿の廃止と文書自体の廃棄がどのような関係にあるのか。また、既に終わっていた事務として廃止届が出されたものは、そもそも文書自体も既に存在せず、登録だけが残っていたという理解でよいのか。

■ 文書の廃棄は、登録簿の有無に関係なく保存年限を決めて行われている。廃止分として報告した事務の保存年限を全て把握していないが、中には、既に文書を廃棄してしまっていて登録だけが残っていた事務もあったと思われる。

● 逆に、文書が残っているのに登録簿を廃止した事務もあるのか。もしそうだとすると、実施機関は請求があったときの閲覧に供するため登録簿を作成しなければならないので、文書があるのに登録簿を廃止するということは実施機関としての責務を果たせないことになるのではないのか。

■ 登録簿は事務を行わなくなったら廃止するが、文書の閲覧については、公文書目録というものが別に存在するので、そちらで閲覧が可能となっている。㊦を例にとると、この事務は3月の議会で条例が廃止され、もう今後は事務を行わないので登録簿は廃止するが、それまで受け付けた申請書等は公文書として当然残るので、それらは情報公開制度としての公文書目録で請求等に対応していく。

● 寒川町個人情報保護条例第7条に規定する登録というのは、現在執行している事務についてということで、事務自体が廃止されている場合は登録簿も必要ないという読み方でよいのか。登録簿が廃止されていても文書が残っている可能性もあり、その場合の請求や閲覧については別の制度で管理しているということでのよいのか。

- その通りです。
- 登録簿と実際の事務のあり方、公文書の保存や管理について、齟齬や問題がないか行政として一度確認しておいたほうがよいと思う。
- 今の発言のとおり、今回、多くの廃止事務が報告されたが、廃止に係る公文書が適正に管理されているかは本審議会の関心事なので、事務局で確認の上、次回の審議会で報告をお願いしたい。
- 了解した。

2 平成24年度個人情報取扱事務の登録状況

【報告】登録状況について事務局から報告。

【質疑】 (●…委員、■…事務局)

- 平成24年度の状況について、例年と比べて何か特徴があったり問題になったりしたことはあったか。
- 平成24年度については、特に問題等はなかった。
平成25年4月1日付けで組織の見直しが行われた。特徴としては、教育委員会が所管していた生涯学習・青少年育成・スポーツに関する事務が町長部局へ移管されたため、教育委員会の登録数が減り、町長部局の登録数が増加している。また、寒川町公民館が平成25年4月1日付けで町民センター分室となったため、寒川町公民館が所管していた事務が、町民センターへ移管されている。

3 平成24年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況

【報告】運用状況について事務局から報告。

【質疑】 (●…委員、■…事務局)

- 平成24年度は審査会にかけた事案が無いが、全ての事案が不服申立ての提起期間を経過しているので、請求した方が全て納得されていると理解してよいか。
- その通りです。
- 部分公開の場合はどのように公開しているのか、黒塗りか切り取りか。
- 黒塗りしたものをコピーして公開している。切ってしまうと最初から存在していないとの誤解を与えるので、どこを隠したか分かった方がいいだろうという判断もあり、非公開情報の部分だけを黒塗りして対応している。
- 例えば、「本町の財産上の利益を不当に害するおそれがある」というのは、該

当する数字の部分を黒塗りして、全体としては文書として成立する形で公開しているということによいか。

■ 該当する予定価格の部分を黒塗りして公開している。

4 その他

①前回の審議会で諮問した「学校と警察との相互連携に係る事務」について、教育委員会と神奈川県警察本部との間で協定書が締結された旨を事務局から報告。

②寒川町非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について事務局から報告。

③本日の会議の議事録承認委員の指名について、協議の結果、入澤委員と川島委員に決定。

以 上